

地域コミュニティ活動の継続と活性化を図るため、 町内会等が活動に ICT を導入する費用の一部を補助します

～豊川市地域コミュニティ ICT 活用促進事業補助金～

この補助金は、町内会等が地域コミュニティの活動に ICT を導入することで「運営の省力化」「事業運営の充実化」「住民の参加促進」を図り、地域コミュニティを活性化することを目的に令和 5 年度に創設した新しい補助制度です。

■ 補助のメニューと内容

補助メニューと内容は下表のとおりです。

補助対象経費	補助対象団体	補助金額等
地域住民の情報の共有と発信等を目的とするもので (1)電子回覧板アプリ利用に要する経費 (初期設定費用、利用料) 対象アプリ ①「結ネット」アプリ ②その他のアプリ (2)ホームページ新規制作に要する経費 (委託料、ソフト購入費)	・ 連区 ・ 町内会 ・ 連区長会* ※ただし、町内会を組織する組等は対象外	(1)補助対象経費の 3/4 (登録世帯数により上限金額があります) (2)補助対象経費の 1/2 (上限金額 100 千円)

■ 電子回覧板とは・・・

スマートフォンやタブレットにアプリをインストールして活用するもので、町内会が発信する情報をプッシュ通知で受け取ることができ、行事やイベントなどへの参加・不参加の表明ができます。また、町内会役員などの情報発信者が既読状況の確認や行事参加者の集計ができる機能も有しています。

■ 留意事項

補助対象となる電子回覧板は、プッシュ型情報発信・既読状況確認・双方向のアンケート・広聴や行政情報の無償提供・市ホームページへのリンク・登録町内会員の利用者把握と個人情報管理ができるものが条件です。

(1)の①は豊川市連区長会が取りまとめて申請等を行います。

(1)の初期設定費用の補助は 1 回限りで、令和 3 年度からの実証実験参加団体は補助対象外です。

(1)と(2)の両方を申請することができます。

(1)と(2)のいずれも人件費（報償費）、通信費、印刷製本費、備品購入費等は補助対象外です。

連区長会*とは：市内全域 31 連区の代表者で構成する組織です

■補助金の申請について

補助金の申請については次の2種類があります。

◆「結ネット」アプリを利用する場合

補助金の申請・受領は豊川市連区長会がとりまとめるため、個別の申請は不要です。
連区長会事務局（市民協働国際課）まで、参加申請書のみをご提出ください。

◆「結ネット」以外の電子回覧板アプリを利用、又はホームページを新規制作する場合 補助金の申請から受領までの流れは下表のとおりです。

時 期	補助対象団体	豊川市
令和5年4月1日から 申請受付開始	①申請書の提出	
		(申請内容の審査) ②交付決定通知の送付
	③交付決定通知書の受理	
事業開始	※ 必ず交付決定通知の受理後に事業を開始すること ただし、電子回覧板で料金の算定期間が月をまたぐ場合は要相談	
事業終了後から起算して10日 を経過した日までに事業の完了 報告	(事業完了) ④実績報告書・領収書の提出	(実績報告書の審査と現地確認) ⑤補助金確定通知書の送付
	⑥補助金請求書の提出	
		(請求書受理) ⑦補助金支払

■申請に必要な書類

- ・申請書、事業計画書、収支予算書
- ・見積書その他の補助対象経費の金額が確認できる書類の写し
- ・事業の内容が分かる書類の写し

具体的な費用等については市民協働国際課までお問合せください。



【問い合わせ】

豊川市役所市民部市民協働国際課市民協働係

電話:0533-89-2165 FAX:0533-95-0010

E-mail:kyodokokusai@city.toyokawa.lg.jp